

ファミリー・サポート・センターとは

●子育てを地域で相互援助するお手伝いをする組織です。

相互援助活動の例



保育施設への送り迎え



保育施設の時間外や、学校の放課後などに子どもを預かる



保護者が買い物など外出の際、子どもを預かる



保護者の病気や冠婚葬祭などの急用時に子どもを預かる



病児・病後児の預かりや早朝・夜間などの緊急時に預かる(一部地域で実施中)

●会員同士で支え合う組織です。育児の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、ファミリー・サポート・センターが仲介して、会員同士が支え合います。



●市区町村で実施しています。



業務のご案内

●ファミリー・サポート・センターは、次の5つの業務を行います。(基本事業)

- 1 会員の募集、登録その他の会員組織業務
- 2 会員同士の相互援助活動の調整など
- 3 会員に対して活動に必要な知識を提供する講習会の開催
- 4 会員同士の交流と情報交換のための交流会の開催
- 5 保育所や医療機関など子育て支援関連施設・事業との連絡調整



●病児・病後児の預かりなども行っています。(病児・緊急対応強化事業)

一部の市区町村では、病児・病後児の預かりや、早朝・夜間などの緊急時の預かりなどを実施しています。

(実施市区町村は裏面参照)

ファミリー・サポート・センターの会員になるには

- 1 ファミリー・サポート・センターへの登録が必要です。
- 2 会員には3つの種類があります。

依頼会員 育児の援助を受けたい方

提供会員 育児の援助を行いたい方

両方会員

自分の急用時には子どもを預かってほしいけれど、時間があるときには子どもを預かることができる、という方

※活動に必要な講習を受けていただけます。

●料金(活動報酬)について

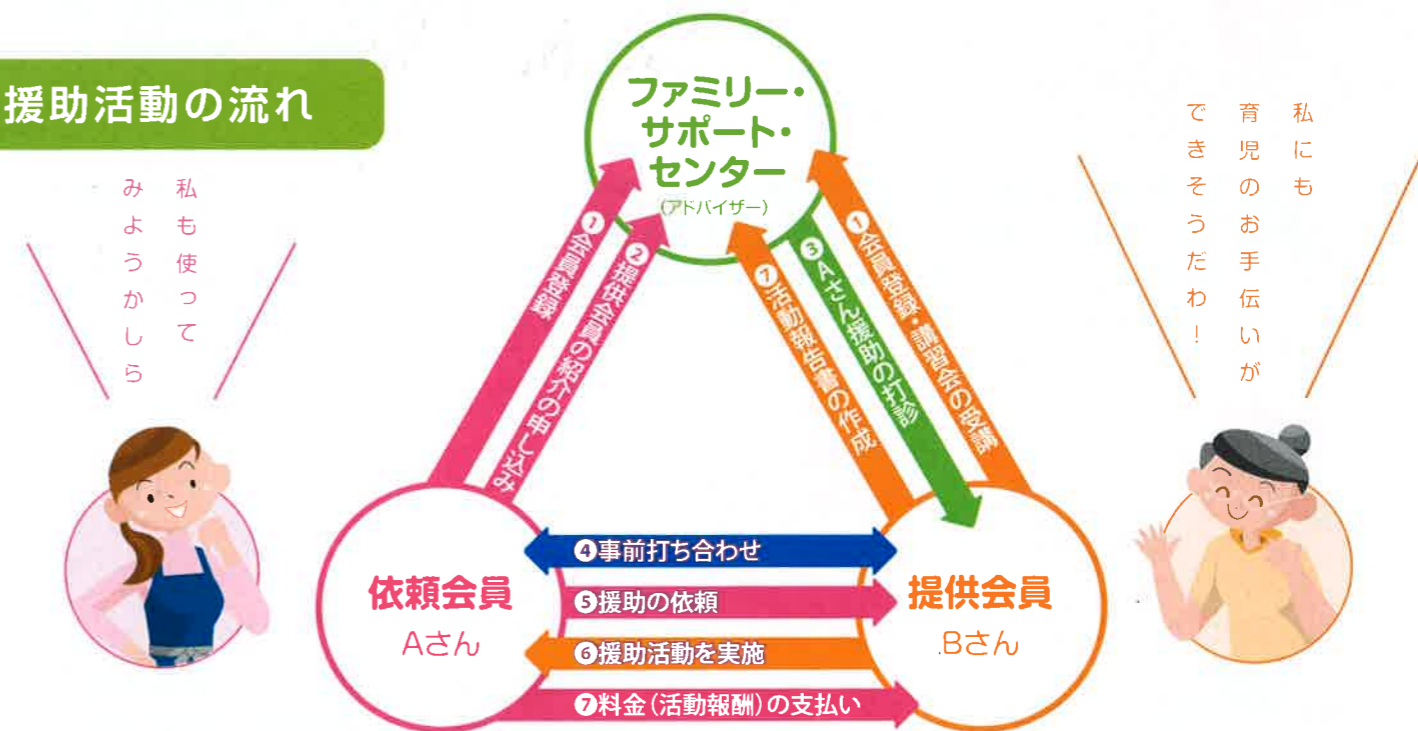
依頼会員

料金(活動報酬)の支払い

提供会員

援助活動の時間終了後、活動時間や内容に応じた料金(活動報酬)を【依頼会員】から【提供会員】へ支払うことになっています。料金(活動報酬)は時間帯、内容によって異なります。

援助活動の流れ



※上記の「援助活動の流れ」は一般的な例です。

※会員間で行う相互援助活動は、提供会員と依頼会員との請負または準委任契約に基づくものです。